

## 亀山市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

令和3年2月18日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 亀山都市計画道路1・4・1号 鈴鹿亀山道路
- (2) 亀山都市計画道路3・4・2号 川崎下庄線

### 2 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ